# 揭示文兼入札説明書 (電子入札対象案件)

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部の「令和7年度京島一丁目東地区基盤整備基本設計その他業務」 に係る手続き開始の指名競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この掲示文兼入札説明書によるものとする。

- 1 手続開始の掲示日 令和7年6月10日
- 2 発注者

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部 本部長 西野 健介 東京都新宿区西新宿6-5-1

### 3 業務概要

(1)業務名

令和7年度京島一丁目東地区基盤整備基本設計その他業務

- (2) 業務内容 主な業務内容は以下のとおりである。
  - ① 道路基本設計業務
  - ② 下水道基本設計業務
  - ③ 公共施設管理者協議等図書作成業務
- (3)業務の詳細な説明

「令和7年度京島一丁目東地区基盤整備基本設計その他業務特記仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり。

仕様書については、本業務の参加希望者に対し、令和7年6月10日(火)から令和7年6月24日(火)の間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後4時まで(ただし、正午から午後1時の間は除く。)以下の場所で交付する。なお、交付に際しては、あらかじめ交付希望日時を連絡の上、記名押印した「別紙1秘密保持に関する確約書」及び「別紙2 受領書」が必要となるので持参すること。

〒163-1315 東京都新宿区西新宿6-5-1

新宿アイランドタワー13階

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部

技術監理部企画第4課 電話03-5323-0844 (担当:角田)

(4) 成果品

仕様書のとおり。

- (5) 履行期間 契約締結日の翌日から令和8年9月30日(水)まで
- (6) 履行場所

東京都墨田区京島一丁目地内

(7)入札方法

本業務においては、入札等を電子入札システムにより行う。(ただし、必要書類一式の持参等による提出が併せて必要。詳細は下記6(2)参照。)

なお、電子入札システムにより難いものは、「紙入札方式参加承諾願」を提出し、発注者の承諾を得ること により紙入札方式に代えることができる。

紙入札承諾の基準及び提出様式は、当機構ホームページ「入札・契約情報」https://www.ur-

net.go.jp/order/の電子入札ページに掲載の「電子入札運用基準」を参照すること。

紙入札方式参加承諾願の提出期間及び場所

提出期間:下記6(2)①の参加表明書の提出期間に同じ。

提出場所: 〒163-1315 東京都新宿区西新宿6-5-1

新宿アイランドタワー15階

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部

総務部経理課 電話03-5323-0718

提出部数:2部(1部押印し返却する。)

#### 4 指名されるために必要な要件

- (1) 入札参加者に要求される資格
  - ① 参加表明者

次に掲げるすべての条件を満たしている単体企業であること。

- イ 独立行政法人都市再生機構会計実施細則(平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号)第331条及び 第332条の規定に該当する者でないこと。
- ロ 当機構東日本地区における令和7・8年度測量・土質調査・建設コンサルタント等業務に係る一般競争 (指名競争)参加資格を有している者で、業種区分「土木設計」に係る競争参加資格の認定を受けてい ること。
- ハ 参加表明書の提出期限から開札の時までの期間に、当機構から本業務の履行場所を含む区域を対象区域とする指名停止を受けていない者であること。
- ニ 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。(詳細は当機構IP→ 入札・契約情報→入札心得・契約関係規程→入札関連様式・標準契約書→当機構で使用する標準契約書等について「別紙 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者」を参照。)
- ホ 平成27年度以降に完了した、以下のいずれかの業務の実績(下請による業務の実績を含む。)を有する こと。
  - A業務: 国、地方公共団体、地方住宅供給公社、土地開発公社、独立行政法人都市再生機構において 発注された、道路管理者協議を伴う道路設計(補修を除く)及び下水道管理者協議を伴う下水 道設計(補修を除く)(道路設計と下水道設計は別業務を可とする。)に関する業務
  - B業務: 上記のA業務に記載された発注機関以外の機関において発注された、道路管理者協議を伴う 道路設計(補修を除く)及び下水道管理者協議を伴う下水道設計(補修を除く)(道路設計と 下水道設計は別業務を可とする。)に関する業務
- へ 関東地方(東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県・茨城県・群馬県・栃木県)に営業拠点等(注:技術者 が1名以上常駐する本店、支店又は営業所等の拠点をいう。)を有する者であること。
- ② 配置予定管理技術者

次に掲げる基準を満たす管理技術者を当該業務に配置できること。

- イ 平成27年度以降に経験した、以下のいずれかの業務の実績(下請、出向又は派遣による業務の実績を含む。)を有する者であること。
  - C業務: 国、地方公共団体、地方住宅供給公社、土地開発公社、独立行政法人都市再生機構において 発注された、道路管理者協議を伴う道路設計(補修を除く)に関する業務
  - D業務: 上記のC業務に記載された発注機関以外の機関において発注された、道路管理者協議を伴う 道路設計(補修を除く)に関する業務
- ロ 下記のいずれかの資格を有し登録を行っている者であること。
  - ・技術士(総合技術監理部門(建設-道路))の資格を有し、技術士法による登録を行っている者
  - ・技術士(建設部門-道路)の資格を有し、技術士法による登録を行っている者

- ・RCCM(道路部門)の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者
- ・都市再生事業等の従事者(※)として技術的実務経験を25年以上有する者
- ※「都市再生事業等の従事者」とは、都市再生事業等(市街地の整備改善を行う事業)の事業者としての 国、地方公共団体、公社、独立行政法人(前身の特殊法人も含む。)又は民間企業の職員・社員のこと をいう。
- ハ 参加表明書の提出期限日時点において参加表明者と直接的な雇用関係がある者であること。
- ③ 上記①から②までに定める者の他、掲示文兼入札説明書等に定める事項に違反する者でないこと。
- (2) 入札参加者を選定するための基準

選定に係る評価基準は上記4(1)に定める要件を満たしていることを前提とした上で、以下の【入札参加者を選定するための評価基準】のとおりとし、評価点の合計が高い者から原則10者を選定する。

なお、評価点の合計が高い者から選定して同点により計10者以上となった場合は、当該者全てを選定するものとする。

また、参加要件を満たす参加表明者が10者に満たない場合は、当該者全てを選定するものとする。なお、参加表明者が10者に満たない場合でも、評価基準において非選定とする場合に該当した参加表明者は選定しない。

# 【入札参加者を選定するための評価基準】

参加表明書の評価項目、判断基準及び評価のウェイトは以下のとおりとする。

評		評価の着目点		評価の	
目価項	判断基準		ウェイト		
参与	迅速性	営業拠点等の所在地	(別記様式3) 営業拠点等の所在地を下記の順位で評価する。 ① 東京都内に営業拠点等(注:技術者が1名以上常駐する本店、支店又は営業所等の拠点をいう。)を有する。 ② 上記以外の関東地区(神奈川県・千葉県・埼玉県・茨城県・群馬県・栃木県)に営業拠点等を有する。 ※ なお、上記のいずれの営業拠点も有しない場合は欠格とする。	①10点 ②5点	
参加表明者(企業)の経験及び能力	専門技術力	業務執行能力	(別記様式4) 平成27年度以降に完了した業務(下請による業務の実績を含まない。)を下記の順位で評価する。 ① A業務の業務実績が2件ある。 ② A業務の業務実績が1件、又はB業務の業務実績が2件ある。 ③ B業務の業務実績が1件ある。 ※ 業務の定義は上記4(1)①ホを参照。下請による業務の実績は入札参加者に要求する資格に含めるが、入札参加者を選定するための基準としては評価しないものとする。 ※ なお、上記①~③に該当しない場合は評価点を0点とし、下請による業務を含むA業務、B業務のいずれの実績もない場合は欠格とする。記載する業務は最大2件までとし、1件あたり様式1枚以内に記載する。 ※ ただし、前年度に完了した業務のうち、独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部における企業の成績評定の結果が60点未満の業務があった場合は①、②、③に該当する実績があったとしても評価は0点とする。	①15 点 ②10 点 ③5点	

配置予定管理技	資格要件	技術者資格	(別記様式5) 技術者資格を下記の順位で評価する。 【資格】 ・技術士(総合技術監理部門(建設-道路))の資格を有し、 技術士法による登録を行っている者 ・技術士(建設部門(建設部門-道路))の資格を有し、技術 士法による登録を行っている者 ・RCCM(道路部門)の資格を有し、「登録証書」の交付 を受けている者 ① 上記の資格を全て有する。 ② 上記の資格のうち、2つを有する。 ③ 上記の資格のうち、1つを有する。 ※ なお、上記のいずれの資格も有しない場合は評価点を0 点とする。	①10点 ② 5点 ③ 3点
配置予定管理技術者の経験及び能力	専門技術力	業務執行技術力	(別記様式5) 平成27年度以降に完了した業務(下請、出向又は派遣による業務の実績を含まない。)を以下の順位で評価する。 ① C業務の業務実績が2件ある。 ② C業務の業務実績が1件、又はD業務の業務実績が2件ある。 ③ D業務の業務実績が1件ある。 ※ 業務の定義は上記4(1)②イを参照。下請、出向又は派遣による業務の実績は入札参加者に要求する資格に含めるが、入札参加者を選定するための基準としては評価しないものとする。 ※ なお、上記①~③に該当しない場合は評価点を0点とし、下請、出向又は派遣による業務を含むC業務、D業務のいずれの実績もない場合は欠格とする。記載する業務は2件以内とし、様式1枚以内に記載する。	①15点 ②10点 ③ 5点
業務実施体制	の妥当性	業務実施体制	(別記様式6、7) 仕様書に記載している「1-10一括再委託等の禁止」の内 容に抵触する場合は選定しない。	_
			評価点 合計	50 点

# 5 担当支社等

(1) 令和7・8年度の競争参加資格並びに入札及び契約に関する事項

〒163-1315 東京都新宿区西新宿6-5-1

新宿アイランドタワー15階

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部

総務部経理課 電話03-5323-0718

(2) 参加表明書に関する事項

〒163-1315 東京都新宿区西新宿6-5-1

新宿アイランドタワー13階

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部

技術監理部企画第4課 (担当:角田)

電話03-5323-0844

#### 6 参加表明書の提出等

本競争の参加希望者は、次に従い、参加表明書を提出しなければならない。本部長は、参加表明書を提出した者の中から競争入札に参加する者を指名する。

(1) 上記4 (1) ①ロの認定を受けていない者も次に従い参加表明書を提出することができる。この場合において、上記4 (1) ①イ、ハ、ニ、ホ、ヘ、4 (1) ②及び③に掲げる事項を満たしているときは、令和7年6月18日(水)までに「一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(測量・建設コンサルタント等)」を上記5 (1) に連絡の上、以下のとおり提出することを条件として指名する。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時までに上記4 (1) ①ロに掲げる事項を満たしていなければならない。

(一般競争参加資格の申請)

- ① 提出期間:令和7年6月10日(火)から令和7年6月18日(水)までの土曜日及び日曜日を除く毎日、午前10時から午後4時(ただし、正午から午後1時の間は除く。)まで。
- ② 申請方法:当機構HPを参照。

https://www.ur-net.go.jp/order/info.html

なお、期限までに参加表明書が提出場所に到達しなかった場合は指名されない。また、指名されなかった 場合には、本競争に参加することができない。

- (2) 参加表明書及び資料の提出期間等
  - ① 提出期間:令和7年6月10日(火)から令和7年6月24日(火)までの土曜日及び日曜日を除く毎日、 午前10時から午後4時まで(ただし、正午から午後1時の間は除く。)。
  - ② 提出場所:上記5(2)に同じ。
  - ③ 提出方法:参加表明書は、別記様式1「参加表明書」をPDF形式又は画像ファイル(JPEG又はGIF形式) にして添付し、電子入札システムにて送信すること(添付するのは「別記様式1」のみとす る。)。併せて、別記様式1(原本)を含むすべての必要書類を提出場所に事前連絡の上、持 参若しくは簡易書留により郵送すること。(電送によるものは受け付けない。)

※電子入札による場合でも、電子による申請と同時に一式書類の持参又は郵送が必要となる。

<承諾を得て紙入札とする場合>

すべての必要書類を提出場所に事前連絡の上、持参若しくは簡易書留により郵送すること。(電送によるものは受け付けない。)

あわせて、返信用封筒として、表に提出者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金 (460円) 分の切手を貼付した長3封筒を提出すること。

- (3) 参加表明書は、別記様式1から別記様式7までにより作成すること。
- (4)参加表明書は、次に従い作成すること。
  - ① 一般競争参加資格及び登録状況

当機構東日本地区における令和7・8年度測量・土質調査・建設コンサルタント等業務(業種区分:土木設計)に係る一般競争(指名競争)参加資格の登録状況を、別記様式1に記載すること。

また、建設コンサルタント登録規程 (昭和52年建設省告示第717号) その他の登録規程に基づく登録状況について、別記様式2に記載すること。

② 企業の経験及び能力

平成27年度以降に完了した、A業務又はB業務の実績について別記様式4に1枚につき1件、A業務、B 業務計2件まで記載すること。

③ 配置予定管理技術者の資格又は経験、業務の実績 配置予定管理技術者について、別記様式5に記載すること。 ④ 契約書(仕様書を含む。)の写し

上記②のA業務又はB業務及び上記③のC業務又はD業務の実績として記載した業務に係る契約書(仕様書を含む。)の写しを提出すること。ただし、当該業務が一般財団法人日本建設情報総合センターの「測量調査設計業務実績情報サービス(TECRIS)」に登録されている場合は、契約書の写しを提出する必要はない。

なお、下請、出向又は派遣による業務の実績については、当該業務がA業務又はB業務及びC業務又はD 業務と判断できる根拠資料も併せて提出すること。

⑤ 業務の実施体制

特に業務実施体制の項目については、予定配置人員数や業務の分担構成等、できるだけ具体的に別記様式 6、7に記載すること。

- (5) 指名した者に対しては、令和7年7月9日(水)に電子入札システム(承諾を得て紙入札とする場合は、 書面)にて通知する。
- (6) その他
  - ① 提出部数は1部とする。
  - ② 提出する参加表明書は、A4判ファイル(左側2穴)に綴じ、背表紙の下部に企業名のみを記載すること。 また、表紙の下部には、企業名と併せて、担当部署、担当者名及び電話番号を記載するものとする。
  - ③ 参加表明書の作成及び提出に係る費用並びに履行確実性の審査のための追加資料の作成及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。
  - ④ 提出された参加表明書は、返却しない。
  - ⑤ 本部長は、提出された参加表明書を、入札参加者の選定以外に提出者に無断で使用しない。
  - ⑥ 受領期間以降における参加表明書の差替え及び再提出は、認めない。
  - ⑦ 参加表明書に関する問い合わせ先上記5(2)に同じ。

## 7 非指名理由の説明

- (1) 参加表明書を提出した者のうち、指名しなかった者に対して、指名しなかった旨及び指名しなかった理由 (以下「非指名理由」という。)を電子入札システム (承諾を得て紙入札とする場合は、書面)にて通知する。
- (2) 指名しなかった旨の通知を受けた者は、本部長に対して非指名理由について、次に従い、書面(様式は自由)により説明を求めることができる。
  - ① 提出期限:令和7年7月16日(水)午後4時
  - ② 提出方法:電子入札システムにより提出すること。なお、承諾を得て紙入札とする場合は書面(様式は自由)を上記5(1)へ持参することにより提出するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。持参する場合は、提出期限までの土曜日及び日曜日を除く毎日、午前10時から午後4時まで(ただし、正午から午後1時の間は除く。)。
- (3) 本部長は、説明を求められたときは、提出期限の翌日から起算して5日以内に説明を求めた者に対し電子入札システム(書面による説明要求の場合は、書面)により回答する。

# 8 掲示文兼入札説明書に対する質問

- (1) この掲示文兼入札説明書に対する質問がある場合においては、質問内容を書面にて作成(様式は自由) し 提出すること。
  - ① 提出期間:令和7年6月10日(火)から令和7年7月14日(月)まで 持参により提出する場合は、上記期間の土曜日及び日曜日を除く毎日、午前10時から午後4時

まで (ただし、正午から午後1時の間は除く。)。

② 提出方法:電子入札システムにより提出すること。

なお、承諾を得て紙入札とする場合は書面を、上記5(2)へ持参、又は最終日同時刻必着で郵送(書留郵便に限る。)することにより提出するものとし、電送によるものは受け付けない。

- (2) 上記(1)の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。
  - ① 期間:令和7年7月22日(火)から令和7年7月24日(木)までの毎日
  - ② 場所:電子入札システムにより閲覧。なお、同回答書については書面閲覧も行うが、その際は上記5(2) において同期間の午前10時から午後4時まで(ただし、正午から午後1時の間は除く。)。
- 9 入札の日時、場所及び方法
  - (1) 日時:令和7年7月25日(金)午前10時から正午まで ただし、承諾を得て紙入札とする場合で郵送する場合は、正午まで(必着)。
  - (2) 場所: 〒163-1315 東京都新宿区西新宿6-5-1

新宿アイランドタワー15階

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部

総務部経理課 電話03-5323-0718

- (3) 入札方法
  - ① 電子入札による場合

電子入札システムにより提出すること。

なお、代表者から委任を受ける者の電子証明書(以下「I Cカード」という。)を使用する場合は、事前に 年間委任状(上記3 (7) の「電子入札運用基準」に様式掲載)を提出すること。

② 承諾を得て紙入札とする場合

入札書は上記3 (7) の当機構ホームページの電子入札ページに掲載の様式を用いることとし、電子く じ番号として任意の3桁の数字を必ず記入すること。

提出は持参又は郵送(書留郵便に限る。) によることとし、電送によるものは受け付けない。 郵送の場合は、二重封筒とし、表封筒に入札書在中の旨を朱書し、中封筒に業務名、入札日(入札書発送 日)及び入札書在中の旨を記載すること。

なお、代理人による入札の場合は委任状を併せて提出すること。(入札書の封筒とは別にすること。)

- ③ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額 (当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするの で、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった 契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- ④ 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。ただし、2回目の入札で落札者がないときは、直ちに又は別に日時を定めて、2回目の入札参加者の中から希望者を募り、見積合せを行うことがある。なお、見積合せの執行回数は、原則として2回を限度とする。

## 10 開札の日時及び場所及び方法

- (1) 日時 令和7年7月28日(月) 午前10時00分
- (2)場所 上記9(2)に同じ。
- (3) 開札方法 開札は電子入札システムにより行うこととし、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行

う。承諾を得て紙による入札を行う場合には、当該紙による入札参加者は開札時に立ち会うこと と(電子入札システムにて入札を行う場合は、立ち会いは不要。)

開札の結果、落札者がないときは、直ちに又は別に日時を定めて再度入札を行う。(紙による 入札者が代理人により再度入札に参加する場合は委任状を提出すること。)

紙による入札者が1回目の開札に立ち会わない場合でも、当該紙による入札参加者の入札は 有効として取り扱われるが、再度入札を行うこととなった場合には、当機構からの連絡に対し て再度入札に参加する意思の有無を直ちに明らかにすること。

### 11 公正な入札の確保

入札参加者は公正な入札の確保に努めなければならない。

- (1)入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。
- (3) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

## 12 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 請負代金の10分の1以上を納付。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

#### 13 入札の無効

手続開始の掲示に示した指名されるために必要な要件のない者のした入札、参加表明書に虚偽の記載をした者のした入札並びに競争契約入札心得において示した条件等の入札に関する条件に違反した入札は、無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

なお、本部長により指名された者であっても、開札の時において指名停止要領に基づく指名停止を受けている 者その他の開札の時において上記4に掲げる要件のない者は、指名されるために必要な要件のない者に該当す る。

### 14 落札者の決定方法

独立行政法人都市再生機構会計規程(平成16年独立行政法人都市再生機構規程第4号)第52条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

# 15 手続における交渉の有無 無

## 16 契約書作成の要否等

土木設計業務等請負契約書により、契約書を作成するものとする。なお、契約書案は当機構ホームページで閲覧のこと。

https://www.ur-net.go.jp/order/nyusatuyosiki.html

- 17 支払条件
  - 前払金30%以内、部分払7回及び完了払
- 18 火災保険付保の要否 否
- 19 関連情報を入手するための照会窓口 上記5 (2) に同じ。
- 20 電子入札システムについて
  - (1) 電子入札システムには、当機構ホームページ「入札・契約情報」の「電子入札」https://www.urnet.go.jp/order/e-bid.htmlページ(以下「電子入札ページ」という。)よりアクセスできる。
  - (2) 電子入札システムは、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く毎日、午前8時30分から午後8時00分まで稼動している。システムを停止する場合等は、電子入札ページ「お知らせ」において公開する。
  - (3) システム操作マニュアルは、電子入札ページに公開している。
  - (4) 操作等及び障害発生時の問い合わせ先は下記のとおりとする。
    - ・システム操作・接続確認等

電子入札総合ヘルプデスク 150570-021-777

・ICカードの不具合等発生時

ICカード取得先のヘルプデスクへ問い合わせること。

ただし、申請書類、応札等の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合は、下記へ連絡すること。 〒163-1315

東京都新宿区西新宿6-5-1

新宿アイランドタワー15階

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部

総務部経理課 電話03-5323-0718

- (5) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、下記に示す通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので必ず確認を行うこと。この確認を怠った場合には、以後の入札手続に参加できなくなる等の不利益な取り扱いを受ける場合がある。
  - ・参加表明書受信確認通知(電子入札システムから自動通知)
  - ・参加表明書受付票(受付票を発行した旨を副次的にメールで知らせる。)
  - ・指名通知書(通知書を発行した旨を副次的にメールで知らせる。)
  - ・辞退届受信確認通知(電子入札システムから自動通知)
  - ・辞退届受付票(電子入札システムから自動発行、受付票を発行した旨を副次的にメールで知らせる。)
  - ・日時変更通知書(通知書を発行した旨を副次的にメールで知らせる。)
  - ・入札書受信確認通知(電子入札システムから自動通知)
  - ・入札書受付票(電子入札システムから自動発行、受付票を発行した旨を副次的にメールで知らせる。)
  - ・入札締切通知書(通知書を発行した旨を副次的にメールで知らせる。)
  - ・再入札通知書(通知書を発行した旨を副次的にメールで知らせる。)
  - ・再入札書受信確認通知(電子入札システムから自動通知)
  - ・落札者決定通知書(通知書を発行した旨を副次的にメールで知らせる。)
  - ・決定通知書(通知書を発行した旨を副次的にメールで知らせる。)

- ・保留通知書(通知書を発行した旨を副次的にメールで知らせる。)
- ・取止め通知書(通知書を発行した旨を副次的にメールで知らせる。)
- ・中止通知書(通知書を発行した旨を副次的にメールで知らせる。)
- ・見積依頼通知書(不落随契に移行した場合のみ。通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。)
- ・見積書受信確認通知(不落随契に移行した場合のみ。電子入札システムから自動通知)
- ・見積締切通知書(不落随契に移行した場合のみ。通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。)
- (6) 電子入札システムで送信する書類に添付資料をつける場合の注意事項

ファイル形式はWord2019 形式以下のもの、Excel2019形式以下のもの、PDF形式又は画像ファイル(JPEG又はGIF形式)で作成すること。

ファイルを圧縮して提出する場合は、LZH又はZIP形式を指定するものとする。ただし、自己解凍方式は指定しないものとする。

### 21 その他

(1)入札参加者は、入札(見積)心得書(電子入札用)及び標準契約書(上記16に同じ。)並びに電子入札運用 基準を熟読し、入札心得を遵守すること。なお、入札(見積)心得書(電子入札用)及び電子入札運用基準 については、当機構ホームページを閲覧のこと。

https://www.ur-net.go.jp/order/e-bid/index.html

- (2) 参加表明書に虚偽の記載をした場合においては、参加表明書を無効とするとともに、指名停止措置要領に 基づく指名停止を行うことがある。
- (3) 落札者は、参加表明書に記載した配置予定管理技術者を当該業務に配置すること。また、参加表明書に記載した配置予定管理技術者は、原則として変更できない。

ただし、退職、病休及び死亡等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の配置予定管理 技術者であることについて発注者の了解を得なければならない。

- (4) 管理技術者は現場代理人を兼任することができるものとする。
- (5) 本件業務は、業務成績評定対象業務として、受注者に対して、業務完了後、業務成績評定点を通知する。 付与した業務成績評定点は、将来、業務発注時に価格以外の評価項目として使用することがあり、業務成績 評定点が60点未満だった場合には、一定期間、企業の業務実績として点数を与えないこと等がある。
- (6) 受注者が、参加表明書(実施方針等)に記載した内容を履行しなかった場合は、業務成績評定点に反映することがある。
- (7) 落札者(下請負等をさせる場合は下請負人等を含む。)は、個人情報等の取扱いに関して、個人情報保護法等に基づく、適切な管理能力を有していること。また、「個人情報等の保護に関する特約条項」(当機構ホームページ→入札・契約情報→入札心得・契約関係規程→入札関連様式・標準契約書→当機構で使用する標準契約書等についてを参照)を上記16の契約書と併せて同日付で締結するものとする。下請負等をさせる場合は、落札者は下請負人等に対しても同等の措置をとらなければならない。
- (8) 落札者は、外部電磁的記録媒体に関する「外部電磁的記録媒体の利用に関する特約条項」(当機構ホームページ→入札・契約情報→入札心得・契約関係規程→入札関連様式・標準契約書→当機構で使用する標準契約書等についてを参照)を上記16の契約書と併せて、同日付で締結するものとする。
- (9) 当機構が取得した文書 (例:競争参加資格確認申請書等) は、「独立行政法人等の保有する情報の公開 に関する法律」 (平成13年法律第140号) に基づき、開示請求者 (例:会社、個人等「法人・個人」を問わ ない。) から請求があった場合に、当該法人、団体及び個人の権利や競争上の地位等を害するおそれがな いものについては、開示対象文書になる。

- (10) 令和3年9月22日より、入札及び契約手続における押印等の見直しを行い、事業者が提出する書類の一部について、押印の省略することができる。その場合、「本件責任者及び担当者」の指名及び連絡先の記載が必要となる。詳細については、「入札及び契約手続における押印等の見直しについて」(当機構ホームページ→入札・契約情報→新たな取り組み→入札及び契約手続における押印等の見直しについてを参照)にて確認すること。
- (11) 本件業務の実施については、関係法令等を遵守すること。
- (12) 独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところ。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとするので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行うこと。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意したものとみなす。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしない相手方については、その名称等を公表することがある。

① 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- イ 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- ロ 当機構において役員を経験した者(役員経験者)が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者(課長相当職以上経験者)が役員、顧問等として再就職していること
- ② 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量、契約締結 日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。

- イ 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者(当機構OB)の人数、職名及び当機構における最終職名
- ロ 当機構との間の取引高
- ハ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨 3分の1以上2分の1末満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ニ 1者応札又は1者応募である場合はその旨
- ③ 当方に提供する情報
  - イ 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報(人数、現在の職名及び当機構における最終職名等)
  - ロ 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高
- ④ 公表日

契約締結日の翌日から起算して72日以内

以上

4	<del>п — : П</del>	
<b>太</b> 川	表明	$\Box \Rightarrow$
//>//	ᄓᄼᅜ	

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部本部長 西野健介殿

(提出者)

住 所

商号または名称

代表者氏名

印 ※1

連絡先 部署 担当者名

電話/ファクシミリ

※1 本件責任者(会社名・部署名・氏名):

担 当 者 (会社名・部署名・氏名):

※2 連絡先(電話番号) 1:

連絡先(電話番号)2:

令和7年6月10日付けで手続開始の掲示のありました「令和7年度京島一丁目東地区基盤整備基本設計その 他業務」に係る指名競争に参加を希望します。

なお、独立行政法人都市再生機構会計実施細則(平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号)第331条及び 第332条の規定に該当する者でないこと及び参加表明書の内容については事実と相違ないことを誓約します。

\_\_\_\_\_

本競争に必要な「(工種等・等級)」の登録状況(申請日時点):以下、該当箇所の口をチェック及び記載のとおり

□申請中⇒□新規又は更新 □工種等又は地区追加(該当する場合、登録番号を記載)

□済⇒有資格者名簿等の該当部分を提出又は登録番号を記載

登録番号	
------	--

- (※) 当機構東日本地区における令和7・8年度測量・土質調査・建設コンサルタント等業務に係る競争参加資格について、業種区分が「土木設計」の認定を受けている者は、登録番号を記載すること。参加表明書提出時に上記競争参加資格の認定を受けていない者も掲示文兼入札説明書6に従い参加表明書を提出できるが、競争に参加するには、開札の時までに、当該資格の認定を受け、かつ、指名されていなければならない。
- ※1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。 押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。
- ※2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。 個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

・建設コンサルタント登録規程その他の登録規程に基づく登録状況

登録規程 等の題名	登 録 番 号	登録年月日	登 録 部 門

提出者:

営業拠	占等の	<b>所在</b>	
		1714 1 405	

住所	
電話番号	
FAX	
会社名	
役職名 代表者氏名	
常駐する技術者の数 及び有資格者数 (専門分野別)	

• 企業(	つ平成27年度じ	<b>J隆に完了</b>	した	A業務】	マは	【B業務】	の業務実績
—— <del>—</del> ~	7   13NG  T XY	ハー・ハー・ノレー・	$\cup$ / $\subseteq$		$\sim$ 1 $\sim$		

提出者	:

業務分類	
業務名	
TECRIS登録番号	
契約金額	
履行期間	
履行場所	
発注機関名 住所 TEL	
業務の概要	
技術的特徴	

注1:業務分類には、掲示文兼入札説明書「4指名されるために必要な要件(1)①ホ」に記述のある【A業務】、 【B業務】のいずれかを記載する。

注2:記入に際しては1件あたり本様式1枚とし、記載した業務に係る契約書(仕様書を含む。)の写し等を添付すること。なお、下請による業務の実績については、当該業務が【A業務】又は【B業務】と判断できる根拠資料も併せて提出すること。

# ・配置予定管理技術者の経歴等

					<u> </u>	出者:	
① 氏名							
② 所属・役職		(入社年	月日: 年	三 月	日)		
③ 保有資格·部門·	<ul> <li>技術士(総合技術監理部門(建設-道路))</li> <li>(登録番号: 取得年月日: )</li> <li>・技術士(建設部門-道路)</li> <li>(登録番号: 取得年月日: )</li> <li>・RCCM(道路部門)</li> <li>(登録番号: 取得年月日: )</li> </ul>						
④ 都市再生事業	会社名	所属	役職	従事 期間		従事内容	
等の従事者と しての技術的 実務経験							
⑤C業務又は	業務分類						
D業務経歴 (平成27年度 以降、最大2件)	業務名 (TECRIS登録番号)						
外件、取八公円)	契約金額						
	履行期間						
	発注機関名 (担当部局)						
	業務の概要						

注1:業務分類には、掲示文兼入札説明書4(1)②イに記述のある「C業務」、「D業務」のいずれかを記載する。

注2:記入に際しては本様式1枚とし、記載した業務に係る契約書(仕様書を含む。)の写し等を添付すること。 (記載した業務内容及び予定現場代理人が本様式に記載の業務に従事した旨確認可能なものを添付すること。) なお、添付資料は、掲示文兼入札説明書4 (1) ②イに記述のある業務実績の内容が確認できるものを添付すること。

注3:技術士、RCCMについては、資格を証明する書類の写しを添付すること。

注4:予定管理技術者が、参加希望者と直接的な雇用関係がある旨証する書類の写しを添付すること。

提出者:

# ・業務の実施体制

業務実施		
体制		
個人情報の		
管理体制		

注:記入に際しては本様式2枚までとする。

	(エピュンコナ) (カー、ソフサ)
	(委任又は請け負わせる者)
下注色体の	
下請負等の	(m. 10 - 10 m. 1 m
予定	(委任又は請け負わせる内容)
	(協力先)
技術協力の	
予定	(協力を求める内容)

注:技術協力とは、業務の一部について学識経験者等の第三者から指導又は助言を受けることをいう。

・保有する技術職員の状況

専 門 分 野	技術職員数	うち有資格者数

注:「うち有資格者数」の欄には専門分野ごと該当する資格の名称(例:技術士など。)及び資格ごとの人数を記載する。補償業務管理士を記載する場合は登録部門別に記載する。

別紙 1

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部

本部長 西野 健介 殿

(住所)

(会社名)

(代表者名)

実印

#### 秘密保持に関する確約書

当社は、令和7年度京島一丁目東地区基盤整備基本設計その他業務への参加検討(以下「本件検討」という。)を目的として、貴機構から開示を受ける情報の取扱いについて、以下の各条項の定めに従うことを確約します。

(秘密情報)

- 第1条 この確約書(以下「確約書」といいます。)における秘密情報とは、本件検討に関し貴機構から開示される資料、図面、データその他の情報及び閲覧資料及びその他をいいます。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する情報については、確約書における秘密情報に該当しないものと します。
  - 一 貴機構から開示を受けた時点で既に公知であった情報又は既に当社が保有していた情報
  - 二 貴機構から開示を受けた後、当社の責によらず公知となった情報
  - 三 当社が秘密保持義務を負うことなく、正当な権利を有する第三者から合法的に入手した情報
  - 四 貴機構からの開示によらず、当社が独自に開発した情報
- 3 当社は、確約書の存在及びその内容並びに貴機構から秘密情報の開示を受けて本件検討を行っている事実について も、秘密情報に準じて取り扱うこととし、確約書に記載の各条項に従います。

(目的外利用の禁止)

第2条 当社は、秘密情報を本件検討以外の目的に一切利用しません。

(秘密保持義務)

- 第3条 当社は、秘密情報を善良な管理者の注意義務をもって管理します。
- 2 当社は、貴機構の事前の書面による承諾なくして、秘密情報を如何なる第三者に対しても開示又は漏出せず、その 秘密を保持します。この場合において、貴機構の事前の書面による承諾を得て、秘密情報を第三者に開示するとき は、当社は被開示者となる第三者に対して、当社が負う秘密保持義務と同等の義務を負わせます。
- 3 前項の規定により、当社が秘密情報を第三者に開示するときは、当社は、第三者が秘密保持義務に違反しないように必要かつ適切な監督をします。
- 4 第2項の規定にかかわらず、当社は、自社の取締役、監査役、執行役員及び従業員並びに顧問契約を締結している 弁護士、公認会計士、税理士その他法定の守秘義務を負担する専門家に対して、本件検討に必要最小限度の範囲内 で秘密情報を開示できるものとします。この場合において、当社はこれらの者に対して、当社が負う秘密保持義務 と同等の義務を負わせます。
- 5 第2項の規定にかかわらず、当社は、裁判所その他の公的機関から法令に基づき開示を命じられた場合又は照会を受け、当該命令又は照会に応じる場合は、開示する秘密情報の内容及び範囲を貴機構に事前に通知の上、最低限の範囲で実施します。
- 6 当社は、秘密情報の管理状況について、貴機構から確認又は調査を求められたときには、これに協力します。

(秘密情報の返還等)

- 第4条 当社は、第6条に定める確約書の有効期間の終期が到来した場合、又は貴機構から秘密情報及びその複製物を返還若しくは破棄するよう求められた場合は、秘密情報について、貴機構の指示に従い、直ちに貴機構に返還し、又は当社自らの責任において破棄します。この場合において、当社自ら破棄したときは、速やかにその旨を書面にて貴機構に通知します。
- 2 前項の規定にかかわらず、当社は会計上の証拠書類としての保管等、内部管理目的のために秘密情報を返還又は破棄できない場合は、貴機構の書面による承諾を得た上で、確約書の定める各条項に従い、引き続き秘密情報を保持することができるものとします。

(事故時の対応)

- 第5条 当社は、秘密情報につき、漏出、紛失、盗難、押収等の事故(以下「本件事故」といいます。)が発生した場合又は発生のおそれがあると認識した場合は、適切な措置を執るとともに直ちにその旨を貴機構に連絡し、貴機構の指示に従います。
- 2 本件事故が発生し、これによって貴機構に損害(第三者から請求された損害、当社が予見すべき特別事情による損害及び弁護士費用を含む。以下同じ。)が生じたときは、当社は、これを負担します。

(確約書の有効期間)

- 第6条 確約書の有効期間は、確約書の差入日から令和7年7月28日までとします。
  - ただし、第4条を除く規定については、確約書の有効期間終了後も5年間有効に存続するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、第4条第2項の規定に基づき貴機構の承諾を得た上で、秘密情報を保持する場合は、当該情報を返還又は破棄するまでの間を確約書の有効期間とします。

(損害賠償)

- 第7条 当社は、確約書に定める各条項に違反し、貴機構に対して損害を及ぼした場合はその損害を賠償します。 (反社会的勢力の排除)
- 第8条 当社は貴機構に対し、その役職員(業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団 をいう。以下同じ。)、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)、暴力団関係企業、総会屋若しくは これに準ずる者又はその構成員(以下「反社会的勢力」という。)でないことを確約します。
- 2 当社は貴機構に対し、反社会的勢力と以下の各号のいずれかに該当する関係を有しないことを確約します。
  - 一 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- 二 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること。
- 三 反社会的勢力に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に反社会的勢力の維持、 運営に協力し、若しくは関与をしていると認められる関係を有すること。
- 四 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- 3 当社は貴機構に対し、自ら又は第三者を利用して以下の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約します。
  - 一 脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
  - 二 偽計又は威力を用いて業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
- 4 当社が反社会的勢力若しくは第2項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、 又は第1項の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合は、直ちに本件検討を中止し、第4条 の規定に従い秘密情報を返還又は破棄します。
- 5 前項の場合、当社は秘密情報を本件検討を含むあらゆる目的で利用しません。

- 6 前5項の規定の適用により当社に損害又は損失が生じたとしても、貴機構は何らの責任を負わないものとし、前5項の規定の適用によって貴機構に損害又は損失が生じた場合には、当社はこれを賠償する責を負うものとします。 (権利譲渡の禁止)
- 第9条 当社は、確約書上の地位並びに確約書に基づく権利又は義務の全部若しくは一部を貴機構の事前の書面による同意なしに第三者に譲渡しません。

(管轄裁判所)

第10条 当社は、確約書に関する紛争について、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意します。

以上

別紙2

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部本部長 西野 健介 殿

(住 所)(会社名)(代表者名)

# 受領書

掲示文兼入札説明書の内容を確認の上、「令和7年度京島一丁目東地区基盤整備基本設計その他業務」に係る仕 様書を受領いたしました。

以 上

(ご担当者様のご連絡先)

御部署

御氏名

tel) – – fax) – –

※本書面の押印については、実印若しくは当機構に届出をしている使用印を用いることとし、印鑑証明書(提出日の3か月以内発行)若しくは届出書類の写しを添付すること。